

3. 雇用保険・社会保険は（適用要件に該当していれば）採用日が資格取得日

（Q3）当社は、正社員には雇用保険と健康保険、厚生年金保険を適用し、正社員以外の者については本人の希望に応じて、適用するしないを判断しています。こういった社会保険の適用に関する運用は問題ないでしょうか？

（A3）大いに問題があります。雇用保険、健康保険と厚生年金保険は、本人の希望に応じた運用を認めていません。下記の条件に該当する場合は、資格取得の手続が必要です。

＜雇用保険の資格取得手続を行わなければならない者※＞

1. 31 日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること
2. 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること
3. 65 歳に達した日以後に新たに雇用される者ではないこと
4. 国、都道府県、市町村等に正規職員として雇用される者でないこと

上記いずれにも該当する場合は、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）で、被保険者となった日の属する月の翌月 10 日までに手続きをしなければなりません。

※一般的に、「介護事業所」に関連する要件のみを掲載しております。

＜健康保険・厚生年金保険の資格取得手続を行わなければならない者※＞

1. 1 日又は 1 週の所定労働時間及び 1 月の所定労働日数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね 4 分の 3 以上である就労者
2. 日々雇い入れられる者でないこと（1 月を超え、引き続き使用されるに至った者を除く）
3. 2 月以内の期間を定めて使用される者でないこと（所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った者を除く）
4. 後期高齢者医療の被保険者とならない者
（70 歳以上の人は健康保険のみの加入となります）

上記いずれにも該当する場合は、事業所の所在地を管轄する年金事務所（郵送で事務センターも可）で、被保険者となった日から 5 日以内に手続きをしなければなりません。

※一般的に、「介護事業所」に関連する要件のみを掲載しております。

(解説)

雇用保険や健康保険、厚生年金保険、介護保険(40歳以上の方)の適用については、使用者と労働者の話し合いによって決定するものではありません。上記A3の通り、一定の条件に該当した者については、正社員かパートタイマーかを問わず、資格取得手続きを行わなければなりません。なお、「正社員以外の者は社会保険には入れない」や「加入しない方が手取りも多く、得である」、「加入についてそれ以上言うのであれば辞めてもらう」といった不適切な対応をした場合、損害賠償の対象となることがあります。(平成18年9月5日奈良地裁判決)

(対応方法)

- ・単に月額賃金をベースに採用計画を立てるのではなく、法定福利厚生費(産前産後休業・育児休業・介護休業、法定健康診断、社会保険、労災保険等)を考慮に入れましょう。
- ・雇用保険や健康保険・厚生年金保険の資格取得要件に該当した場合は、一定期間以内に手続きを行いましょう。

→合わせてご覧ください

「雇用管理改善のための業務推進マニュアル 22. 法定福利厚生(労働保険・社会保険)」